

自由金利型定期預金 商品概要説明書 (インターネットバンキング用)

本商品概要説明書は、商工中金ダイレクトのうち、インターネットバンキングでお預け入れいただく場合の自由金利型定期預金の説明となります。

平成 24 年 8 月 28 日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・ 自由金利型定期預金(通称: 大口定期) |
| 2. ご利用いただける方 | ・ 個人のお客さま |
| 3. 期間 | ・ 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 自動継続(元金継続または元利継続)でのお取扱いができます。 |
| 4. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 | ・ 一括して預け入れいただきます。 ・ 1, 000 万円以上 ・ 1 円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・ 満期日以後に一括して払戻します。 ・ 自動解約の場合、解約金は総合口座普通預金に入金されます。 |
| 6. 利息 ①適用利率 ②利払方法 ③計算方法 ④課税 | ・ お預け入れ時の約定利率を満期日まで適用します(固定金利)。自動継続をご利用の場合、継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率(固定金利)を適用します。 ・ お預け入れ期間 2 年未満の場合 お預け入れ日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日以後に一括して支払います。 ・ お預け入れ期間 2 年以上の場合 各中間利払日(お預け入れ日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来するお預け入れ日の 1 年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 ・ 付利単位は 100 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。 ・ 利息額の 20%※(国税 15%、地方税 5%)が分離課税されます。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特約事項 | ・ 平成 24 年 9 月 3 日以降、新規のお預け入れはできません(平成 24 年 9 月 3 日以降、新規のお預け入れを行った場合、インターネットバンキング専用スーパー定期となります)。 ・ この預金を担保として、総合口座の普通預金で当座貸越ができます。なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率となります。 |

(自由金利型定期預金)

(インターネットバンキング用)

| | |
|------------------|--|
| 9. 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none">・満期日前に解約する場合には、預入日数(お預け入れ日から解約日の前日までの日数)および以下の利率により計算した利息とともに払戻します。(付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。) <p><お預け入れ日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合の利率></p> <p>次のA、BおよびC (BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率－$\frac{\text{基準利率－約定利率} \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注)基準利率については、窓口までお問い合わせください。</p> <p><お預け入れ日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合の利率></p> <p>次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか低い利率。ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率－$\frac{\text{基準利率－約定利率} \times (\text{約定日数－預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注)基準利率については、窓口までお問い合わせください。</p> <p>※インターネットバンキングでは、満期日前の解約はできませんので、お取引店にお申出ください。</p> |
| 10. 預金保険制度 | <ul style="list-style-type: none">・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 |
| 11. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none">・利率は窓口までお問い合わせください。・元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間利払日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座への入金手続きを行います。・インターネットバンキングで自動継続を停止する場合は、満期日の3営業日前までに当金庫所定の操作を行ってください(元金・利息は総合口座普通預金に入金されます)。・インターネットバンキングでのお預け入れは、総合口座通帳でのお取扱いとなります。・平成24年9月3日以降に満期日が到来し、自動継続されても、インターネットバンキング専用定期預金とはなりません(自動継続後の金利上乗せはありません)。既にお預け入れの預金から、インターネットバンキング専用定期預金への切替(金利上乗せ)をご希望の場合、自動継続を中止していただいたうえ、満期日以降、新たにインターネットバンキングでお預け入れください。・マル優のお取扱いはできません。 |
| 12. 当金庫に対する苦情申出先 | <ul style="list-style-type: none">・お客さまサービスセンター(当金庫広報部) お客さまサービスセンター連絡先 電話番号 0120-079-366 FAX番号 03-3272-7875 Eメール kouhou@shokochukin.co.jp |

(自由金利型定期預金)
(インターネットバンキング用)

| | |
|-----------------------|--|
| 13. 当金庫との紛争の解決のための申立先 | <ul style="list-style-type: none">東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター東京弁護士会紛争解決センター連絡先 電話番号 03- 3581- 0031第一東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03- 3595- 8588第二東京弁護士会仲裁センター連絡先 電話番号 03- 3581- 2249 |
|-----------------------|--|

